

パブリックコメント及び各府省意見照会等を踏まえた修正

1. パブリックコメント及び各府省意見照会等の実施期間及び結果概要

- 平成 30 年 12 月 27 日から平成 31 年 1 月 28 日まで実施した。
- パブリックコメントが 1 件、各府省意見照会等が 7 件あり、意見等の概要と詳細な内訳は以下のとおり。

2. 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案)に関する意見等を踏まえた修正

No.	該当箇所	意見等	修正内容
1	【資料 3】 P ix 前文 1 P x 前文 2	1 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の経緯 第四段落において、企業会計の監査の基準について触れられているが、平成 27 年 1 月 27 日改訂や平成 24 年 3 月 26 日改訂時には、以下のように記載している。 「企業会計審議会等の定める監査の基準（以下「企業会計の監査の基準」という。）」	過去の「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」（以下「独法監査基準」といいます。）の改訂時の前文の記載については頂いたコメントのとおりです。 一方、今般の独法監査基準の改訂は企業会計審議会による企業会計の「監査基準」の改訂に基づくものであるため、前文において「企業会計の監査基準」として統一しました。
2	【資料 3】 P 15 第 5 章第 1 節	(3) 会計監査人と主務大臣との関係について 「定時総会」を「定時株主総会」へ変更した方がよいのではないか。	御指摘を踏まえ、「定時株主総会」と修正しました。
3	【資料 3】 P 27 第 6 章第 5 節	2 (4) 会計監査人の責任 民間監査基準の改訂に合わせ、「一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査	御指摘を踏まえ、「独立行政法人の監査の基準は」と修正しました。

No.	該当箇所	意見等	修正内容
	第3	を行ったこと」の記述が(2)意見の根拠に記載されることになった。そのため、二段落目冒頭の「監査の基準は」の記述は、「独立行政法人の監査の基準は」としてはどうか。	
4	【資料3】 P 29、30 第6章第5節 第7	1 (2) (イ)、2 (1) (イ) 事業報告書(会計に関する部分に限る。)については、「財政状態及び運営状況を正しく示しているか」よりも「財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか」の方が適切ではないか。ただし、キャッシュ・フローの状況を含めると長くなってしまうこと、また、今回明示された「会計帳簿の記録に基づく記載部分」が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況に該当するか明確に整理されていないことを踏まえれば、「財政状態及び運営状況等を正しく示しているか」としてはどうか。	御指摘を踏まえ、「財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか」と修正しました。 なお、P23「第6章 第4節 実施基準 第3 監査の実施 9 (4)」及びP25「第6章 第5節 第1 基本原則 1 (3)」も同様に修正しました。

3. 「独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書」(案)に関する意見等及びそれに対する考え方

No.	該当箇所	意見等	考え方
1	【資料3】 P x 前文 2	2 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容 「監事の財務報告に関する責任を記載した。」としているが、監事には財務報告に関する直接的な責任は無いと考えられる。そのため、「監事の財務報告プロ	今般の独法監査基準の改訂に係る前文「2 独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書の改訂の内容」において改訂の内容の「概要」を記載し、監事の財務報告プロセスを監視する責任は、独立行政法人の財務報告に関して監事が負う重要な責任と認識していることから、「監事の財務報告に関する責任」としてはいます。

No.	該当箇所	意見等	考え方
		セスの監視に関する責任を記載した。」としてはどうか。 (企業会計の監査の基準の前文においても「監査役等の財務報告に関する責任を記載する」とされているが、正確には上記と考えられる。)	また、監査報告書に監事の責任を記載することとした趣旨について、同じく前文の「3 今後の発展について」の第4段落に記載しており、この中で、監事に「財務報告プロセスを監視する責任があること」について記載しています。 以上、前文の記載の各項目における記載内容及び前文全体のバランスも踏まえ、このような記載としています。
2	【資料3】 P27 第6章第5節 第3	第3の2の(3)記載の「監事には、財務報告プロセスを監視する責務があること」との記載があるが、財務報告プロセスの内容とはなにか。	財務報告プロセスは、一般的に、「財務報告を作成する一連の過程」のことを指します。 その内容は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」(最終改正平成23年3月30日 企業会計審議会)、監査・保証実務委員会報告第82号「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」(最終改正平成24年6月15日 日本公認会計士協会)などを御参照ください。
3	【資料3】 P30 第6章第5節 第7	第7の2の(2)記載の「監事には、財務報告プロセスを監視する責務があること」との記載があるが、財務報告プロセスの内容とはなにか。	「財務報告に係る内部統制の監査に関する実務上の取扱い」(最終改正平成24年6月15日 日本公認会計士協会)などを御参照ください。
4	【資料3】	会計監査はあらゆる組織が顧客に対して、保証するISO-9001 適合と関連 ISO にリンク照合させる範囲の審査の一部であり、内部監査と外部監査によって PDCA+C サイクルを公的更新認証機関が全ての項目を審査するトレース検証と上下組織間の有効性を審査検証して組織全体の効率と実践履歴を検証し予実をエビデンステーブルと実益に対する審査と評価を組織全体で合理的且適切である組織のシステムと実績エビデンスを照合し監査を合理的且全ての組織に公平に評価する認証機	御意見として承ります。

No.	該当箇所	意見等	考え方
		<p>関の更新を受けるべきである。</p> <p>組織間の役割を体系化した組織図と組織の役割と所管官吏責務を文書化することと上位所管官吏毎にトレース可能とすることが可能である体系化による組織であることを国民とステークホルダーにトップダウン手法とトップマネジメントを確立した組織として透明化を図る。キャッシュフローの見える化と Input と Output 等アウトソーシングを含め体系化による責任と実践効果を含め、認証取得機関が審査検証する先進国の常識ツールによって一部の会計監査の項目について確立させることが有効である。</p>	

以上